



▲幣祭り

須賀神社には『神事会規定』というものがあり、年中行事は特にこの幣祭りには、祭神を淳仁天皇としています。天平宝字3年(759)、淳仁天皇が当地に保良宮を営み、同8年、恵美押勝の乱後、同天皇が隠棲したなどの伝説があります。もとは保良神社・菅浦大明神とも称しました。須賀神社は明治42年(1909)に保良神社(明神)、小林神社(八王子)、赤崎神社を合祀して建立されました。三基の神輿はこれら3つの神社のものです。

規定を遵守し行われます。この規定では、年中行事は村内を東組、西組の二組に分けて(平成9年までは村内を東組、中組、西組の三組に分けていた)、それぞれの組が責任をもって行うことや、氏子総代が責任者であることを明記しています。また各組からあわせて9人を出して神主組を形成することを定めていて、神社組織は、この9人によって構成されています。毎年交代となるこの神主組のそれぞれ3人ずつが、各神社の年番役を務めます。須賀神社の年番役を「元」、八王子神社の年番役

ながはまの文化財

市内には、国や県、市が指定した文化財がキラ星のごとく光り輝いています。このコーナーでは、447件※ある文化財の中から代表的なものをシリーズで紹介しします。

※平成27年1月1日現在

**長浜市指定文化財
無形民俗文化財
「須賀神社例祭(須賀の祭)」1件**
指定年月日 平成27年2月19日
所在地 西浅井町菅浦

須賀神社は、祭神を淳仁天皇としています。天平宝字3年(759)、淳仁天皇が当地に保良宮を営み、同8年、恵美押勝の乱後、同天皇が隠棲したなどの伝説があります。もとは保良神社・菅浦大明神とも称しました。須賀神社は明治42年(1909)に保良神社(明神)、小林神社(八王子)、赤崎神社を合祀して建立されました。三基の神輿はこれら3つの神社のものです。



▲神輿渡御

を「中」、赤崎神社の年番役を「末」といい、1月～4月の年番を「元」、5月～8月の年番を「中」、9月～12月の年番を「末」が務めることになっており、各神社の3人のうち一人ずつ交代で4か月間任期を務めます。菅浦全体から選出する役として氏子総代三人と神輿を担ぐ昇子(カキコ)がいて、昇子は大体50歳以下の男性が担います。なお、菅浦の村内を組に分ける習慣は遅くとも14世紀頃から行われています。

琵琶湖最北部の急峻な地形における生活・生業によって形成された独特の集落構造を示す地域で、中世の「惣」に遡る強固な共同体組織が祭礼の中に如実に確認できる重要な祭礼行事です。また、祭礼を構成する装束なども継承されており、無形民俗を支える有形の民俗資料も備わっている点など極めて重要です。

国の重要な文化的景観「菅浦の湖岸集落景観」として選定された地域で、今年の祭りは4月4日(土)・5日(日)に開催されます。

文化財保護センター
(☎64・0395)

行政 Information 市政の動き (1月16日～2月15日)

市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったかを概略でお知らせします。詳しくは市ホームページまで。

会議名など	内容
1月26日(月) 第2回長浜市地域公共交通会議 担当課:都市計画課(☎65-6562)	次期乗合タクシー事業者の選定方法やスケジュールなどについて事務局から報告を受けました。また、西浅井地域のバス路線再編や次年度長浜市生活交通改善事業計画について承認しました。
1月28日(水) 第3回長浜市空き家対策懇話会 担当課:建築住宅課(☎65-6533)	木之本地域で老朽化した危険な空家や改修した空家の活用状況などを視察しました。また、空家等対策計画(骨格案)や地域協働での取組について意見交換を行い、次回会議で計画のたたき台を検討することとしました。
1月30日(金) 第1回長浜市の未来の学校づくり検討会議 担当課:教育改革推進室(☎65-8604)	正副議長を選出しました。また、本市の学校適正化配置に関わり、学校の現状や課題、国の動きなどについて事務局から説明を受け、今後の学校づくりに対する意見交換を行いました。
2月3日(火) 第2回長浜市人権尊重審議会 担当課:人権施策推進課(☎65-6560)	長浜市人権施策推進基本計画の進捗管理の方法について説明を受け、承認しました。また、市内に19ある地域事務局のあり方を検討し、継続審議することを決定しました。
2月4日(水) 第1回長浜市防災会議 担当課:防災危機管理課(☎65-6555)	長浜市地域防災計画の修正方針および作成スケジュールについて事務局から説明を受け、原案どおり承認しました。
2月4日(水) 第3回長浜市都市計画審議会 担当課:都市計画課(☎65-6562)	彦根長浜都市計画の地区計画の変更(長浜市決定)および区域区分の変更(滋賀県決定)について事務局から説明を受け、原案に同意する旨を市長に答申しました。
2月5日(木) 第2回長浜市病院事業改革プラン評価委員会 担当課:市立長浜病院経営企画課(☎68-2325)	長浜市病院事業改革プラン(改訂案)におけるパブリックコメントの実施結果および原案について事務局から説明を受け、承認しました。また、現行プランの平成26年度上半期取組状況について意見交換および評価を行いました。
2月12日(木) 第5回長浜市地域経営改革会議 担当課:行政経営改革室(☎65-6702)	第3次長浜市行政改革大綱(案)および同大綱アクションプラン(素案)について事務局から説明を受け、内容を協議しました。

春の火災予防運動が始まります

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

■湖北地域消防本部予防課(☎62-5194)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3月1日(日)～7日(土)、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。春に近づくこの季節は、空気が非常に乾燥します。また、火を使う機会が増えることから、毎年この時期に火災が多く発生しています。そこで湖北地域消防本部では、火事を出さないための「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を呼びかけています。火災から尊い生命・財産を守るため、一人ひとりが火の用心を心がけ、安心して暮らせるまちづくりにご理解とご協力をお願いします。

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。